

## 水道行政の移管について

### 課題

- 水道行政が厚生労働省から国土交通省と環境省の2省に移管されることにより、水道事業の一体性や迅速性が損なわれる恐れがある

### 問題!

- ・ 移管に伴い管轄窓口が変わることによって、事務手続きが煩雑になる恐れがある
- ・ 移管に伴い事務手続きが変わることによって、事業運営に混乱が生じる恐れがある

### ① 事務手続きの簡素化



水道行政移管にあたり、認可等の手続きの窓口一本化、電子申請の範囲を広げる等の事務手続きの簡素化を図ること

### ② 事務手続きに関するガイドラインの作成及び説明会の開催



事務手続き等に関して、ガイドラインの作成及び説明会の開催等により、事業運営に混乱がないよう配慮すること

### ③ 組織体制の迅速・的確な周知



移管後の国土交通省、環境省の業務分担や地方整備局等が担う役割等を含めた組織体制など、必要な事項を迅速・的確に情報提供・周知すること

### ④ 散水車の貸与と併せた運転手の派遣



地方整備局等が保有する散水車(給水装置付)の貸与について、災害時において、水道事業者では運転手の確保が困難になることが想定されることから、運転手の派遣も併せて検討すること

### ⑤ 緊要な災害復旧事業への位置付け



公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法において、第3条の対象施設に水道が規定されたが、水道は住民の生活に欠かすことのできないもので、災害発生時にも早急な復旧が必要不可欠であることを鑑み、**緊要な災害復旧事業に位置付けること**

また、大規模災害時においても、水道事業者が迅速かつ円滑に災害復旧事業を遂行できるよう、国の支援体制を整備するとともに、各水道事業者に対して、**速やかに制度の周知**を図ること

#### 【参考】公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（抜粋）

第八条の二 政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する**災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるもの**については、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

### ⑥ 水道工事の実情を踏まえた適切な歩掛表



水道施設整備費に係る歩掛表について、移管後においても、**水道工事の実状を踏まえた適切な基準**とするよう、検討し設定すること